

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日)

告 示

## 鳥取県告示第六百五十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による山中尻地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

字の区域を変更する  
名称

同上の区域（昭和六十三年二月四日現在の地番による。）

三部字山中尻

三部字山中尻のうち七二三の三の一部、七二七の一の一部、七二八の一部、七二九の一部、七三〇及びこれらと一体となす国有地以外の区域

父原字山中尻り六一七の一部

父原字柄畠六三七から六四一までの一部及びこれらと一体となす国有地

獵銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）

◇公示告示  
土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（二件）  
土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（三件）  
土地改良法による換地処分（〃）  
土地改良事業の工事の完了（〃）

廃川敷地の生成（河川課）  
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

◇公安告示  
遊技機の型式の検定（防犯少年課）

行政書士試験の実地（地方課）

警備員指導教育責任者講習の実施（防犯少年課）

三部字向山ノ二

三部字向山ノ二のうち九一五の一部以外の区域

父原字山中尻り

父原字山中尻りのうち六一七の一部以外の区域  
父原字山中松木谷尻六一八の一部及びこれと一体をなす国有地

父原字山中尻東平六三六の一部及びこれと一体をなす国有地  
父原字山中松木谷尻六一八の一部及びこれと一体をなす国有地

父原字山中尻六三七の一部、六三九の一部、六四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六四四と一体をなす国有地

三部字山中尻七二三の三の一部、七二七の一の一部、七二八の一部、七二九の一部、七三〇及びこれらと一体をなす国有地

三部字向山ノ一九一五の一部

父原字山中松木  
谷尻父原字山中松木  
谷尻父原字  
柄畑

父原字山中松木谷尻のうち六一八の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

父原字山中松木東平のうち六三六の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域

父原字柄畑のうち六三七から六四一までの一部、六四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六四四と一体をなす国有地の一部以外の区域

## 鳥取県告示第六百五十二号

皆生温泉保護対策要綱（昭和五十七年十一月鳥取県告示第二百五十五号）  
の一部を次のように改正する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三条の見出し中「温泉保護地域」を「温泉特別保護地域」に改め、同条第一項中「区域内に」の下に「温泉特別保護地域（以下「特別保護地域」という。）」を加え、同条第二項中「保護地域」を「特別保護地域」に改め、「源泉相互間」の下に「における温泉のゆう出量、温度等」を加え、同条第三項中「現に温泉がゆう出し、又は」を「温泉の」に改め、「の源泉」の下に「における温泉のゆう出量、温度等」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 保護地域とは、現に温泉がゆう出し、又はゆう出が予想される区域のうち、適正な開発をしなければ特別保護地域内の源泉における温泉のゆう出量、温度等に影響を及ぼすおそれのある区域をいい、その区域は、別表のとおりとする。

第四条の見出し及び同条第一項中「保護地域」を「特別保護地域」に改め、同条第二項中「保護地域」を「特別保護地域」に、「源泉のゆう出口の切り下げ」を「源泉のゆう出口の切下げ」に、「深度は」を「深度は、」に改め、同条第三項中「保護地域」を「特別保護地域」に改め、同条第五項中「第一項ただし書」を「知事は、第一項ただし書」に、「した者は、掘削」を「した者に対し、掘削又は代替掘削」に、「埋没しなければならない」を「埋没させるものとする」に改める。

第七条第一項中「保護地域内又は準保護地域内」を「知事は、特別保護地域、保護地域又は第一準保護地区の区域内」に、「者は」を「者に対し」に、「知事に提出しなければならない」を「提出させるものとする」に改め、同条第二項中「保護地域内又は準保護地域内」を「知事は、特別

保護地域又は保護地域内」に、「者は」を「者に対し」に、「知事に提出しなければならない」を「提出させるものとする」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「保護地域内」を「知事は、特別保護地域、保護地域」に、「者は」を「者に対し」に、「努めなければならない」を「努めさせるものとする」に改め、同条第二項中「保護地域内」を「知事は、特別保護地域、保護地域」に、「者は」を「者に対し」に、「努めなければならない」を「努めさせるものとする」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(掘削又は増掘に係る影響調査)

第七条 知事は、特別保護地域、保護地域又は準保護地域内において掘削又は増掘(温泉ゆう出口の切下げを除く。以下同じ。)をした者に対し、当該掘削又は増掘の完了後、速やかに、県の立会いの下に当該掘削又は増掘に係る源泉の近隣源泉への影響調査を実施させ、その結果を報告させるものとする。

2 知事は、特別保護地域、保護地域、又は準保護地域内において温泉ゆう出口の切下げをしようとする者に対し、事前に、県の指導の下に当該切下げに係る源泉の近隣源泉への影響調査を実施させ、その結果を報告させるものとする。ただし、掘削又は増掘後引き続き温泉ゆう出口の切下げをしようとする場合は、この限りでない。

第五条第一項中「前条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改め、同項第一号及び第一号中「間隔が」を「間隔が、」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「第四条第三項」に改め、同条第四項中「前条第四項」を「第四条第四項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加

える。

(保護地域内における掘削等の制限)

第五条 保護地域内における新たな源泉の掘削は、原則として認めないものとする。ただし、前条第一項第一号から第四号までのいずれかに該当する場合の代替掘削及び温泉資源の有効的かつ適正な利用を図るために、県、米子市又は温泉を集中管理する者が源泉を掘削する場合の掘削については、この限りでない。この場合において、掘削(代替掘削を除く。)を行うときは、他の源泉との間隔は、二百五十メートル以上とする。

2 前条第一項から第五項までの規定は、保護地域内における源泉の掘削

又は増掘について準用する。

別表の表を次のように改める。

特別保護地域	区	分	区	域
米子市皆生字灘端東新田、字皆生新田一丁目、字御建、字砂池西及び字沖大境並びに同市上福原字北浜新田ノ堀、字中浜中及び字浜中の各一部並びに同市皆生地先公有水面及び同市上福原地先公有水面の各一部(次の図に示す部分に限る。)	市上福原字河端及び字下浜中の各全部並びに同市皆生字灘端東新田、字皆生新田一丁目、字御建、字砂池西及び字沖大境並びに同市上福原字北浜新田ノ堀、字中浜中及び字浜中の各一部並びに同市皆生地先公有水面及び同市上福原地先公有水面の各一部(次の図に示す部分に限る。)			

		保 護 地 域	
			第一準保護地区
地域	準保護		
			原字大北浜ノ壱、字北浜闘、字北浜新田、字上新田及び字北浜沖闘並びに同市東福原字沖林(一)、字沖林(二)、字沖林(三)、字沖林ノ拾式、字北原(一)、字北原(二)、字北原(三)、字北原(四)、字大向大境及び字大向灘道東の各全部並びに同市皆生字灘浜、字灘端東新田、字皆生新田一丁目、字皆生新田二丁目、字皆生新田三丁目、字小バイ、字南砂池、字東大池、字砂池西、字沖大境及び字御建並びに同市上福原字北浜屋敷、字北浜新田ノ壱、字中浜中、字浜中及び字下大境の各一部並びに同市皆生地先公有水面、同市上福原地先公有水面及び同市東福原地先公有水面の各一部（次の図に示す部分に限る。）
地区	第一準保護		米子市東福原字沖林(一)、字沖林(二)、字沖林(四)、字沖林(五)、字沖林(六)、字沖林(七)、字沖林ノ拾及び字沖林ノ拾壹の各全部並びに同市皆生字灘浜、字皆生新田一丁目及び字皆生新田三丁目の各一部並びに同市皆生地先公有水面及び同市東福原地先公有水面の各一部（次の図に示す部分に限る。）
			米子市皆生字中屋敷、字東雁座、字西雁座、字中冲林、字下冲林、字石河原ウド、字土手ノ内、字下場、字林田、字東林ノ上、字下屋
		1 1 の告示は、昭和六十三年七月八日から施行する。	様式第一印中「（第7条関係）」や「（第9条関係）」及び「保護（準保護）地域」や「特別保護地域（保護地域・第一準保護地区の区域）」など、「第7条第1項」や「第9条第1項」と読み。
		2 2 の告示の施行の際現にこの告示による改正前の皆生温泉保護対策要綱第三条第一項の温泉準保護地域において温泉法（昭和二十三年法律第一百一十五号）第三条第一項の許可を受けている者に係る同法第八条第一項の許可の申請に対応する取扱いについては、この告示による改正後の皆生温泉保護対策要綱の規定にかかるらず、なお従前の例による。	様式第一印中「（第7条関係）」や「（第9条関係）」など、「保護（準保護）地域」や「特別保護地域（保護地域）」など、「第7条第2項」や「第9条第2項」に改める。
		附 則	

鹿取県知事第大和田十三郎

過去の飲食店の確証及び品質の改進と課す法律(昭和11年法律第18号)及  
川十日印)第111条第5項の規定に照て、昭和大和田十三郎は昭和  
大和田十三郎の眞實の眞實を次の如く公報する。

## 栄養成分に関する検査

製造事業場の名 称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製 造 年 月 日	試験結果の概要										その他の 備考
				粗たん 質(%)	粗脂肪 (%)	粗纖維 (%)	粗灰分 (%)	カルシ ウム(%)	りん (%)	揮発性 塩基性 水溶性 窒素(%)	ペプシ ン消化 (%)	D C P	T D N	M E
玉野市 加藤製油株式会 社岡山工場	米子市西三柳字 大沢16	大豆粕セミフレーク メースニ混日の出	63.5 63.6	45.8 9.2	1.1 3.1	4.5 1.4	6.0 1.4	0.28 0.11	0.68 0.26					
袖戸市 日清製粉株式会 社神戸飼料工場	社米子営業所 日清印子牛用人工乳 ニューカーフスター	日清印子牛用配合飼 料チック 日清印子牛用人工乳 ニューカーフスター	63.6 63.6	19.8 18.1	4.4 4.4	3.2 3.9	5.3 5.3	0.99 0.77	0.72 0.65					
下関市 林兼産業株式会 社飼料事業本部	境港市上道町10 31	日清印肉牛用配合飼 料肉牛粗粒後期 まるは印配合飼料 まるは印配合飼料 エルマッシュ	63.5 63.6 63.6	12.5 14.7 17.6	4.3 3.7 3.8	4.0 6.5 2.6	6.1 1.39 11.6	1.20 0.72 3.90	0.53 0.57					
境港市 株式会社大伸水 産海洋資源科学 工業	境港市昭和町13— 10	大伸水産フィッシュミー ル	63.4	66.4	9.4		14.0	3.53	2.45					

注 1 飼料の名称の欄中「■」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対しても不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

昭和大和田十三郎

鹿取県知事 大和田十三郎 次

## 鳥取県告示第六百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条町土地改良区の定款の変更を昭和六十三年七月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び定款の写し

## 二 縦覧に供する期間

昭和六十三年七月九日から二十日間

## 三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市横田一〇一一久米ヶ原土地改良区事務所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を昭和六十三年七月四日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百五十六号

久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）大沢地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請について、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百五十七号

久米ヶ原土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）大沢地区農業用用排水）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十三年七月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
倉吉市役所及び倉吉市横田一〇二一一久米ヶ原土地改良区事務所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

- 鳥取県告示第六百五十八号
- 鳥取市が行う土地改良事業に係る福井地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。
- 昭和六十三年七月八日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和六十三年七月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
用瀬町役場
- 昭和六十三年七月九日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和63年7月8日 金曜日

## 鳥取県公報

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第六百六十号

鳥取市が行う土地改良事業に係る三谷奥地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業に係る山中尻地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

縦覧期

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
長坂共同 施行	団体営農地開発事業長坂地区農用地造成	昭和六十二年十月十 五日
三朝町	団体営ほ場整備事業小河内地区ほ場整備	昭和六十三年三月二 十八日
"	畠地区区画整理 土地区画整備事業（小規模排水）下	昭和六十三年三月十 五日

## 鳥取県告示第六百六十三号

河川区域の変更により、次のとおり廢川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第六百六十四号

昭和五十一年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和六十三年七月十一日から施行する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

町	株式会社山陰合同銀行東伯支店
を	
東伯支店	東伯支店
八橋出張所	東伯郡東伯町
	大字徳万
	大字徳万
	東伯郡東伯町
	大字八橋

に改める。

- 一 河川の名称
  - 日野川水系に係る一級河川水貫川
- 二 廢川敷地が生じた年月日
  - 昭和六十三年七月八日
- 三 廢川敷地の位置
  - 米子市皆生字東大池七三一一地先から同町字ウド口七九六一一地先

四 廢川敷地の種類及び数量  
まで

土地 一、七八六・七二五平方メートル

公安局員會告示

鳥取県公安委員会告示第四十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県公安委員会委員長  
秋久動

# 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第四十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年七月八日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勳

遊技機の種類	型式	製造業者名
ウルトラキングV一	ウルトラキングV一	
テクトロン二		
権太Jr.		
コスマニア		
WAVE		

奥村遊機株式会社

**公 告**

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定に基づき、昭和63年度鳥取県行政書士試験を実施するので、行政書士法施行細則（昭和26年4月鳥取県規則第20号）第2条の規定により、次のとおり公告する。

昭和63年7月8日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- (1) 受験願書用紙の交付  
受験願書用紙は、次の場所において、昭和63年8月1日（月）から交付する。

鳥取県総務部地方課	鳥取市東町一丁目220
鳥取県中部県税事務所 総務課	倉吉市東巖城町2
鳥取県西部総合事務所 受付窓口	米子市郷町一丁目160

次の事項につき筆記試験により行う。  
 (1) 行政書士の業務に必要な法令  
 行政書士法（同法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び法学概論の中から適宜出題する。

- (2) 一般常識
- (3) 論述（800字）
- 受験資格  
次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

印鑑 金 日 8月7年63和題 11

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校を卒業した者のその他司法第56条第1項に規定する者

(2) 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間がこれを通算して3年以上になる者

(3) 知事の定めるところにより、(2)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認められた者

**5 受験手続**

- (1) 受験願書用紙の交付  
受験願書用紙は、昭和63年9月1日（火）までとする。  
なお、郵便で受験願書用紙を請求する場合は、封筒の表に「行政書士試験受験願書用紙請求」と朱書し、鳥取県総務部地方課（郵便番号680）あてに請求すること。その場合、60円切手をはつたあて明記の返信用封筒を同封すること。
- (2) 受験申込みの受付の期間及び時間  
ア 期間  
昭和63年9月1日（木）から同月20日（火）までとする。  
なお、郵便の場合には、昭和63年9月20日（火）の消印があるものまで受け付ける。

		イ 時間	昭和64年1月第3週
	平日	午前8時30分から午後5時15分まで	(2) 方法
	土曜日	午前8時30分から午後0時30分まで	鳥取県公報に登載し、かつ、鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者にはその旨を通知する。
(3)	受験申込みの受付場所	鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部地方課（鳥取県庁本庁舎3階）	7 合格証の交付
(4)	提出書類	受験願書用紙に必要事項を記入し、次のアからウまでに掲げる書類を添えて提出すること。	合格者に対しては、行政書士試験合格証を交付する。
ア	履歴書（市販のもの）	警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3 第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。	
イ	受験資格を有することを証明する書類（卒業証明書等）	昭和63年7月8日	
ウ	写真（受験申込前1年内に撮影した上半身像の名刺判のもの）	鳥取県公安委員会委員長 秋 久 熱	
(5)	受験手数料及びその納付方法		
ア	受験手数料 5,000円		
イ	納付方法		
ア	に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書用紙の上部にはり付けること。この場合、消印をしないこと。	昭和63年9月5日（月）から同月9日（金）までの5日間（各日とも午前9時から午後5時40分まで）	1 実施期日
(6)	受験票の交付	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎第28会議室	2 実施場所
受験申込者に対しては、受験資格等を審査の上、受験票を交付する。			3 講習事項
(7)	問い合わせ先		(1) 警備業務実施の基本原則に関すること。 (2) 警備業法その他の警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。 (3) 警備業務に関する基本的な知識及び技能に関すること。 (4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
6 合格者の発表			
(1)	時期		

昭和63年7月8日曜金

13

## 鳥取県公認

- (5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。
- 4 受講手続
- (1) 受講申込書の受付期間  
昭和63年8月5日（金）から同月25日（木）まで（郵送の場合は、昭和63年8月25日（木）までの消印のあるものは、有効とする。）
- (2) 受講申込書の提出先  
ア 県内に住所を有する者  
住所地を管轄する警察署  
イ 県外に住所を有する者  
鳥取県警察本部防犯部防犯少年課
- (3) 提出書類  
ア 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 2通  
イ 写真  
縦、横各3センチメートルで、受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付けること。
- (4) 受講手数料及びその納付方法  
ア 受講手数料  
31,000円  
イ 納付方法  
アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印しないこと。
- 5 その他

- (1) 講習終了後に終了考査を行う。  
(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問い合わせは、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯部防犯少年課（電話0857-23-0111）にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により、獣銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和63年7月8日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 黙

## 1 講習の種別

## (1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により獣銃又は空気銃の所持許可を受けようとする者を対象とした講習をいう。

## (2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて獣銃又は空気銃を所持している者を対象とした講習をいう。

## 2 開催の日時及び場所

昭和63年7月8日登録

区分 種別	日 時	場 所	受講対象者
初心者講習	昭和63年8月18日 午前10時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟1階第 18会議室	鳥取、岩美、郡家、 智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	昭和63年8月3日 午後1時30分から 午後4時00分まで	米子市瓶町一丁目151 鳥取県米子警察署会議室	米子、境港、津口、 黒坂及び八橋の各 警察署の管内に居 住する者
初心者講習	昭和63年8月25日 午後1時30分から 午後4時00分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟1階第 18会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管 内に居住する者

## 3 受講対象者

## (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

## (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空氣銃を所持している者

イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買替え等で新たな猟銃又は空氣銃の所持の許可を受けようとする者

ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して

3 年を経過している者  
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 4 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間  
ア 初心者講習 4時間  
イ 経験者講習 2時間30分

## (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令  
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 6 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 7 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 3,000円

- イ 経験者講習 1,500円

## (2) 納付方法

(1) 記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に記載して納付すること。この場合、消印しないこと。

## 8 携行品

- 筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)